

リスク分担表

別紙 4

大項目	小項目	ID	内容	リスク負担者		備考
				市	指定 管理者	
共通	応募手続リスク	1	募集要項等の誤り、応募手続の誤りに係る費用の負担	○		
	応募費用リスク	2	応募手続に係る費用の負担		○	
	資金調達リスク	3	指定管理料の支払遅延により生じた損害	○		
		4	資金調達できなくなったことによる施設の管理運営の中断等		○	
	協定不成立リスク	5	指定管理者の事由による協定不成立又は協定に時間を要する場合		○	
		6	上記以外の場合	協議事項		
	政策変更リスク	7	市の政策変更による政策方針や事業計画の変更によるもの	○		
	法令変更リスク	8	指定管理者自身に影響のある法令等の新設・変更		○	
		9	その他の法令変更	協議事項		
	税制変更リスク	10	施設の管理運営に影響のある税制の新設・変更（税率の変更を含む。） （他の項目に記載されているものを除く。）	○		
		11	法人税、法人住民税等、指定管理者自身に影響のある税制の新設・変更 （税率の変更を含む。）		○	
		12	上記以外の税制度の新設・変更に関するもの	協議事項		
	許認可取得遅延リスク	13	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる取得遅延	○		
		14	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる取得遅延		○	
	住民対応リスク	15	本事業の実施自体に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合	○		
		16	上記以外に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合		○	
	第三者への賠償リスク	17	市の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合	○		
		18	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合 （不適切な施設の管理運営による騒音、振動等の苦情等を含む。）		○	
		19	上記以外の事由により利用者に損害を与えた場合	協議事項		※ 1
	不可抗力リスク	20	不可抗力による管理運営の中止・中断	○		※ 2
		21	不可抗力による施設等の損壊における復旧費用	○		※ 3
	環境問題リスク	22	施設又は用地から有害物質等が発生した場合	○		
		23	指定管理者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○	
	物価変動リスク	24	物件費、人件費等物価の変動に伴う経費の増加		○	※ 4
	金利変動リスク	25	金利変動に伴う経費の増加		○	
	事業の中止・延期・遅延リスク	26	市の責めに帰すべき事由又は市の緊急的事由による管理運営の中止・延期・遅延	○		
		27	上記以外の事由による事業の中止・延期・遅延		○	
	情報管理リスク	28	市の事由による情報流出・紛失等	○		
		29	上記以外の事由による情報流出・紛失等		○	
	要求性能未達リスク	30	要求水準未達によるもの		○	

大項目	小項目	ID	内容	リスク負担者		備考
				市	指定管理者	
管理運営	管理運営開始の遅延リスク	31	市の事由による管理運営開始の遅延に関するもの	○		
		32	上記以外による管理運営開始の遅延に関するもの		○	
	什器・備品管理リスク	33	市の事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難	○		
		34	上記以外の指定管理期間中に必要となる什器・備品等の破損・紛失・盗難		○	
	施設瑕疵リスク	35	市が設置した施設の瑕疵	○		
	維持管理・運営費増大リスク	36	市の事由による管理運営費の増大	○		
		37	指定管理者の事由による管理運営費の増大		○	
	施設等損傷リスク	38	施設、機器等の損傷	○	○	※5
		39	指定管理者に施設管理上の帰責事由があるもの		○	
		40	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	需要変動リスク	41	他施設との競合による利用者又は収入の減少		○	
		42	当初の需要見込みと異なる状況の発生による経費の増加、利用者又は収入の減少		○	
		43	大規模な外的要因による需要変動	協議事項		
	利用者トラブルリスク	44	利用者間のトラブル発生、利用者からの苦情によるもの		○	
	備品更新リスク	45	市の設置する備品の修繕・更新	○	○	※5
		46	指定管理者の設置する備品の修繕・更新		○	
	技術革新リスク	47	技術革新に伴う管理運営レベルの陳腐化に関するもの		○	
		48	技術革新に伴う施設・設備の陳腐化に関するもの	○		
	災害・感染症等対応リスク	49	市等による災害復旧活動、災害対策活動等に伴う施設の損壊の復旧費用及び通常運営に向けた清掃費用、維持管理費の増大	○		
		50	避難所等として活用される場合に、協力・対応したことにより発生した損失	○		
		51	感染症拡大等によって、施設閉館が長期にわたって行われることにより発生した損失	○		
	自主事業	52	自主事業に関するすべてのリスク		○	
	引継費用リスク	53	施設運営の引継（指定管理前の準備を含む。）費用の負担		○	

※1 施設、機器の不備又は施設管理上の帰責事由があることによる事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。

※2 不可抗力により乙に損害又は増加費用が発生した場合、当該損害又は増加費用については、合理性の認められる範囲で市が負担する。

※3 損壊復旧に係る費用を指定管理者が付保した保険により補填された場合にあっては、当該補填された金額相当分については、市の負担に含まないものとする。

※4 ただし、著しい物価変動が発生した場合は、必要に応じて別途協議する。

※5 サービス提供に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

- ・施設管理に関わって必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充交換を行うこと。
- ・大規模改修・大規模補修については原則として市が実施するものとする。ただし、その原因が指定管理者の管理の瑕疵によるものであれば、指定管理者が実施するものとする。
- ・補修・修繕の更新等の実施は、見積価格が1件あたり15万円（税抜）以下は指定管理者が行い、1件あたり15万円（税抜）を超える場合は市が行うものとする。
- ・補修・修繕の更新等の実施により生じた財産は、市に帰属するものとする。